

令和2年度 群馬県立太田東高等学校 部活動方針

令和2年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部 17部、文化部 12部、(同好会 1団体) を設け、それぞれ顧問教師 1名以上、生徒に部長、副部長各 1名をおく。

【運動部】

陸上競技部、サッカーチーム（男）・卓球部、バスケットボール部（男）・バスケットボール部（女）・バレー部（女）・ボクシング部、空手道部、テニス部（男）・テニス部（女）・バドミントン部（男）・バドミントン部（女）・ソフトボール部、硬式野球部（男）・登山部、チアリーディング部、少林寺拳法部

【文化部】

吹奏楽部、文芸部、JRC部、生物・化学部、写真部、茶道部、華道部、美術部、ESS部、地歴研究部、書道部、軽音楽部

【同好会】

水泳同好会

(2) 活動日及び活動時間について

①週当たりの休養日の設定

・原則週 1 日以上の休養日を設定する。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会前、大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

②長期休業中の休養日の設定

・原則週 1 日以上の休養日を設定する。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※大会前、大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。

③活動時間

・合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日は 3 時間程度で活動を終える。

・学校休業日は、4 時間程度とする。

・練習試合等で終日の活動になる場合、生徒の健康管理に十分配慮して休養時間を適切に設定する。

④朝練習

原則として行わない。

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を集金する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。

4 部活動への入部・退部

(1) 入部について

- 担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。
- 2, 3年次生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
 - ①担任から入部届を受け取る。
 - ②必要事項を記入し、保護者の承諾印をもらう。
 - ③担任・部活動顧問に入部届を提出する。
- 1年次生の部活動へ加入を希望する生徒は、以下の手順による。
 - ①部活動説明会を聞く。
 - ②部活動見学、体験入部をする。
 - ③担任から入部届を受け取る。
 - ④必要事項を記入し、保護者の承諾印をもらう。
 - ⑤担任・部活動顧問に入部届を提出する。

(2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談し、保護者承諾の上、退部する。

5 参加する大会等の精選

高等学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用することがある。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 活動計画書・実施報告書の提出について

- ①毎月活動計画書を作成、管理職に提出する。（提出日 前月末まで）
- ②一ヶ月終了後、実績報告書を管理職に提出するとともに活動内容等を振り返る。

(3) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する部活動検討委員会の設置を検討するが、当面は、学校評議会での報告・検討をもってこれに代える。